

高原病院入院患者に対する面会に関する規定

第1条（目的）

本規定は、入院患者とその家族等との面会が、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上、並びに円滑な退院支援を図るため、適切な面会体制の整備及び運用を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。
2. 面会は患者の心身の安定及び療養生活の質の向上に資する重要な機会として尊重する。
3. 面会に関する情報は、患者及び家族に分かりやすく周知し、入院時配布及び病院ホームページに掲載する。
4. 面会制限が必要な場合であっても、必要以上に厳格なものとならないように配慮する。

第3条（面会時間）

原則として、日曜日・祝日を除き、以下の時間とする。

月曜日から金曜日 14時00分～16時00分まで

土曜日 10時00分～11時00分まで

但し、患者の状態や家族の状況により病院が時間外の面会を認める場合がある。

第4条（面会者）

面会できる者は原則として次に掲げる者とする。ただし面会者本人やご家族等身近な者が感染症に罹患している場合又は疑いがある場合、面会は認められない。

1. 家族、親族、それに準ずるキーパーソン、患者本人が希望する者。
2. 中学生以下の面会は事前申請を原則とし、患者の状態や感染状況を踏まえて医師が判断する。
3. その他、病院が適当と認める者。

第5条（面会時の留意事項）

1. 面会者は面会前後の手指衛生を徹底し、マスクの着用を含む咳エチケットを励行する。
2. 発熱（37.5度以上）やかぜ症状のある方の面会は控える。
3. 診療（診察・リハビリ・処置・検査等）を優先する。
4. 院内で感染症が流行した場合や地域の感染状況に応じ、緊急的に面会制限または禁止とする場合がある。

第6条（規定の見直しと周知）

本規定は、病院運営や社会情勢等を踏まえ、定期的に内容の見直しを行う。

最新の面会規定については、病棟内及び病院ウェブサイトに掲示し、患者及び家族へ周知する。

附則

本規定は 2026 年 6 月 1 日より施行する。